

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例第10条及び第12条の規定の例により、山梨県芸術の森公園及び山梨県桂川ウェルネスパークの管理に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則 (平成21年条例第46号)

この条例は、平成21年8月2日から施行する。

○山梨県都市公園条例施行規則

(昭和39年5月25日 規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県都市公園条例(昭和39年山梨県条例第21号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 条例第9条第1項の規定による使用料(以下「使用料」という。)は、前納しなければならない。

(使用料の免除等)

第3条 条例第9条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して15日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第12条第1項の規定による条例別表第5の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第十二条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の免除等)

第5条 条例第16条第3項の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる者が山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プール)、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用するとき又は山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室若しくは山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき(イに掲げる者が山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用する場合を除く。)

イ 65歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、県内に居住する者に限る。)

ロ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介護を行う者

ハ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校(次号において「小学校等」という。)の児童又は生徒(土曜日に利用する場合であつて、定期利用に該当しないときに限る。)

二 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用するとき。 利用料金の全額

三 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。 知事が相当と認める額

第6条～第7条 (省略)

(損傷等の届出)

第8条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の様式等)

第9条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

一 法第5条第1項の規定による公園施設設置許可申請書 第1号様式

二 法第5条第1項の規定による公園施設管理許可申請書 第2号様式

三 法第6条第2項の規定による都市公園占用許可

申請書 第3号様式

四 条例第4条第1項の規定による都市公園内制限
行為許可申請書 第4号様式

五 法第5条第1項及び第6条第3項並びに条例第
4条第1項の規定による変更許可申請書 第5号
様式

六 第3条第1項の規定による使用料免除申請書
第6号様式

七 第3条第2項の規定による使用料還付申請書
第7号様式

八 条例第12条第1項の規定による指定管理者指
定申請書 第8号様式

九 条例第19条第2項の規定による保管工作物等
一覧簿 第9号様式

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年五
月一日から適用する。

附 則（平成二〇年規則第一六号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。